

○厚生労働省告示第二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

一般名	適用日
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(略)	(略)
アルミノプロフェン	平成二十九年七月八日
トラニラスト	平成三十年一月八日
ペミロラストカリウム(点眼剤に限る。)	平成三十年一月十四日
エバスチン	平成三十年一月二十日

改正前

別表

一般名	適用日
イブプロフェン(一日量中イブプロフェン〇・六g以上を含有するものに限る。)	平成二十八年十月十九日
セチリジン	平成二十八年二月一日
アシタザノラスト	平成二十八年十一月一日
フェキソフェナジン	平成二十八年十一月一日
(略)	(略)
アルミノプロフェン	平成二十九年七月八日
(新設)	
(新設)	
(新設)	